

家庭教育講座実施要項

1 目的

多くの保護者が集まる機会を活用して家庭教育のあり方を考える講座を提供し、家庭の教育力向上を図る。

2 対象

子どもを持つ親、保護者及び子育てを支援する人（内容によっては子どもの参加も可）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1)乳幼児期子育て講座 | 乳幼児の子どもを持つ親（保護者）及び子育てを支援する人 |
| (2)学童期子育て講座 | 小学生の子どもを持つ親（保護者）及び子育てを支援する人 |
| (3)思春期子育て講座 | 思春期の子どもを持つ親（保護者）及び子育てを支援する人 |
| (4)親育ち講座 | 全ての人 |

3 内容

次の設定課題に沿った内容の講演講義、ワークショップ、グループ討議及び実技指導

基本的な生活習慣・しつけ	親の在り方・子どもへの関わり方
子どもの命や健康を守る	食の重要性
読書や絵本の読み聞かせの重要性	豊かな心や生きる力を育てる
子どもの問題行動	父親の子育て参加

4 実施機関

保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、尾道市PTA連合会、公民館、子育てサロン・サークル、子育て支援団体、家庭教育支援チーム、生涯学習課

5 講師等

家庭教育に関する専門的な知識や豊富な経験を有する者

6 経費

講座にかかる次の経費を負担する。

- (1)講師謝金 1講座につき8,000円（ただし、所得税を差し引きます）

7 実施方法

- (1)実施機関は事前に生涯学習課へ計画書を提出し、事業の内容及び講師について審査を受ける。
- (2)生涯学習課から講座の実施の決定通知を受けた後、講座を実施する。
- (3)講座実施後、速やかに実施報告書、講座のチラシ、アンケートのほか講座の様子がわかる写真を提出する。

8 その他

- (1)参加者同士の情報交換の場を設けるなど、子育てや家庭教育情報が得られるようにする。
- (2)子育て中の保護者のみならず、子育てに関心のある人が積極的に参加できるよう、地域への広報活動に努める。
- (3)チラシなどに「尾道市家庭教育推進事業」を記載すること。
- (4)『親の力』をまなびあう学習プログラム講座については、尾道市出前講座実施要綱に基づいて実施すること。